

(写)

豊島区監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、平成 30 年度行政監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 9 日

豊島区監査委員  
同  
同  
同

永 田 謙 介  
中 川 貞 枝  
鈴 木 善 和  
星 京 子

監 委 の	査 員 印
-------------	-------------



(写)

元豊総総発第967号  
令和元年11月29日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫 (公印)

平成30年度行政監査結果の報告に係る措置状況等について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>①建築物の防災力の強化を図るため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）は、消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項で定める防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任（同法第 8 条第 1 項）及び防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出（同条第 2 項）を義務付けている。</p> <p>防火管理者の選任及び届出状況を確認したところ、複数の施設において防火管理者が選任されていなかった。</p> <p>いずれも、複合施設全体で見れば防火管理者が全く選任されていない状況ではないが、消防署長の判断によっては、同法第 8 条第 3 項の命令を受ける可能性がある。</p> <p>法令を遵守し、複合施設を構成する施設で協議して防火管理者の選任について適切に対応されたい。</p> <p>（区民活動推進課、地域まちづくり課、財産運用課）</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>① 当課では、13 か所の区民集会室等を所管している。</p> <p>過去において、消防署より 1 人の防火管理者が複数の施設を受け持つことはできないと指摘を受けており、担当職員のみでは全ての集会室に対応できないことから、改めて消防署に対応方法について協議したところ、当課所管の集会室については重複選任が可能であるとの指導を受けたため、今年度中に、改めて未選任の集会室について選任手続きを行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">（区民活動推進課）</p> <p>年度内に防火管理者講習を受講し防火管理者を選任する。</p> <p style="text-align: right;">（地域まちづくり課）</p> <p>指導を受けた後に、該当施設の借受団体及び親施設の防火管理者と協議を行い、区と借受団体との間で防火管理者及び防火管理者の業務の委託に関する契約を締結し平成 30 年 11 月 12 日に池袋消防署へ防火管理者の選任届を提出済である。</p> <p style="text-align: right;">（財産運用課）</p>
	<p>所管部課 区民活動推進課、地域まちづくり課、財産運用課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>③防火管理者の人事異動に伴う解任と新たな防火管理者の選任及び消防署長への提出が、3 か月以上行われていなかった。消防署長への届出期限に関する規程がないことから、法令に反するとまでは言えないが、人事異動があった場合は速やかに新たな防火管理者を選任し、消防署長へ届出されたい。</p> <p>(学習・スポーツ課、放課後対策課、学校施設課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>人事異動等により防火管理者に変更があった場合には、区直営施設については速やかに届け出を行うとともに、各指定管理者へも同様の対応を行うよう周知徹底を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課、放課後対策課、学校施設課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>④指定管理者が複合施設全体の防火管理者として消防署長に届出ているにもかかわらず、複合施設を構成する施設において個別に防火管理者が選任されており、防火管理者の防火対象が重複していた。</p> <p>複合施設の防火管理区分や防火管理者の権限及び責任が明確になるよう再調整されたい。 (地域区民ひろば課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>複合施設全体の統括防火・防災管理者に選任されている指定管理者が作成した「全体についての防火管理に係る消防計画」においては、防火対象物の管理権原者の権原の範囲として、指定管理者は区施設（2階：区民ひろば西池袋、3階：男女平等推進センター、4階：地域活動交流センター、7階：郷土資料館）以外の範囲について管理権原を有することとなっている。</p> <p>このことについて、消防法第8条第1項では、「～防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、(以下省略)。」となっているため、当該条項に基づき、上記指定管理者の権原の範囲が及ばない区施設については、豊島区長が管理権原者となり、別途防火管理者を選任する必要があると考えられる。</p> <p>以上のことから、今後、防火管理者の選任・解任を行う際は、防火管理区分や防火管理者の権原、責任の範囲を明確にし、適切に届出を行うよう、指定管理者が管理する施設の所管課と調整を図った。</p> <p style="text-align: right;">(地域区民ひろば課)</p>
	<p>所管部課： 地域区民ひろば課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>①消防計画の作成及び変更については、消防法施行令第 3 条の 2 第 1 項で防火管理者の責務とされ、消防署長への届出が義務付けられている。</p> <p>消防計画の作成及び届出状況を確認したところ、防火管理者は選任されていたが消防計画が作成されていない施設があった。</p> <p>(東部区民事務所、高齢者福祉課、住宅課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>① 令和元年 6 月 5 日付で消防計画を豊島消防署へ提出した。</p> <p style="text-align: right;">(東部区民事務所)</p> <p>指導を受けた「ほほえみクラブ室」については、平成 30 年度に消防計画を作成し消防署に提出した。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者福祉課)</p> <p>今年度中に作成し、届け出ができるように調整中である。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
	<p>所管部課： 東部区民事務所、高齢者福祉課、住宅課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>②消防計画は作成していたが、自衛消防隊を編成していなかった。 (生活福祉課、住宅課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>消防法の規定を踏まえ、消防計画の修正を検討する。 (生活福祉課)</p> <p>編成のために現在調整中である。 (住宅課)</p>
	<p>所管部課： 生活福祉課、住宅課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>③自衛消防隊は編成していたが、複合施設を構成する一部の施設を除外して編成されていた。 (学習・スポーツ課、生活産業課、地域保健課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>(2) ④と同様に消防計画が更新されていなかったため、新規施設が自衛消防隊に記載されていなかったものであり、平成 31 年 1 月に変更届を提出した。</p> <p>なお、実際には例年の自衛消防訓練において当該施設も参加して実施している。 (学習・スポーツ課)</p> <p>今後は他施設と協議のうえ、適法に運用したい。 (生活産業課)</p> <p>併設されている休日診療所等のスタッフも含めて自衛消防隊を編成するよう、消防計画を修正する。 (地域保健課)</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課、生活産業課、地域保健課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>④自衛消防隊の構成等が変更されているにもかかわらず、消防計画の修正が長期間行われていない施設があった。</p> <p>防火管理者による各施設の防火管理体制の強化を図るべく、法令による消防計画の作成、自衛消防隊の編成などについて、速やかに対応し、消防署長へ届出されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(2) 消防計画の作成について</p> <p>消防計画については最新のものに更新し、平成 31 年 1 月に変更の届出を行った。</p> <p>今後同様の事例が発生しないよう、少なくとも年に 1 度消防計画を確認する機会を設け、チェック体制を整えたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(3) 消火、通報及び避難訓練の実施状況について</p> <p>避難訓練等については、消防法施行規則第 3 条第 10 号により特定防火対象物は年間 2 回以上、非特定防火対象物については消防計画で定めた回数以上実施することが定められている。</p> <p>平成 29 年度の避難訓練等の実施状況を確認したところ、1 回も実施していない又は参加していない施設があった。</p> <p>法令に基づき、計画的に避難訓練等を実施し、結果をフィードバックすることにより、複合施設全体の防火管理体制の強化を図りたい。</p> <p>(西部区民事務所、学習・スポーツ課、障害福祉課、地域保健課、土木管理課、住宅課、放課後対策課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(3) 消火、通報及び避難訓練の実施状況について</p> <p>監査後、速やかに総合訓練を行った。今後は、消防計画書に記載された年 2 回の訓練を徹底する。 (西部区民事務所)</p> <p>単館では常駐する職員がいない施設であるため、近接する施設とともに避難訓練等連携していけるよう防火管理体制について協議する。 (学習・スポーツ課)</p> <p>平成 29 年度の避難訓練の実施状況について、東部障害者支援センターでの実施が確認できなかった。平成 30 年度より同センターを業務委託化しており、平成 30 年度は、避難訓練を実施した旨、施設管理者の親課である地域区民ひろば課に確認した。今後も、施設管理者の計画に協力し、避難訓練に参加していく。 (障害福祉課)</p> <p>各施設に法令に基づく避難訓練の実施について周知するとともに、池袋保健所で避難訓練を実施する際には、可能な範囲で併設されている休日診療所等と合同で実施するよう計画を立てる。 (地域保健課)</p> <p>南長崎自転車駐車場において平成 29 年度は 12 月 28 日に避難訓練を実施していたが、2 回目にあたる 3 月 11 日の避難訓練については、体育施設のみ実施し、自転車駐車場については消防法に定める実施回数に満たなかった。</p> <p>そのため、親課である学習・スポーツ課と</p>

	<p>もに改善指導を行った。その結果、平成 30 年度においては 9 月 25 日と 3 月 25 日の 2 回実施、令和元年度においても既に 5 月 27 日に 1 回目、9 月 30 日に 2 回目を実施しており、3 月 30 日に 3 回目が予定されている。</p> <p>今後も継続して消防法に定める実施回数以上の訓練を実施するよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p> <p>避難訓練を実施するために調整中である。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
	<p>所管部課： 西部区民事務所、学習スポーツ課、障害福祉課、地域保健課、土木管理課、住宅課、放課後対策課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(4) 消防用設備等点検の実施について</p> <p>消防用設備等を設置することが義務付けられている建物の管理権原者は、消防法第 17 条の 3 の 3 により、設置した消防用設備等の定期的点検及び消防署長への報告が義務付けられている。</p> <p>点検の実施状況を確認したところ、平成 29 年度の消防用設備等の法定点検が行われていない施設があった。</p> <p>平成 28 年度、30 年度には、実施していたことを確認しているが、万が一の火災時において、消防用設備等が確実に機能を発揮することができるよう、法令に基づき定期的に点検を実施し、その結果を消防署長へ報告されたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部区民事務所)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(4) 消防用設備等点検の実施について</p> <p>平成 30 年度以降は、定期的に設備点検を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(西部区民事務所)</p>
	<p>所管部課 西部区民事務所</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(5) 安全点検の実施について</p> <p>「豊島区区有施設の点検に関する要綱」(以下、要綱という。)では、所属長は各施設の職員の中から安全点検員を指定し、安全点検整備計画書を作成して定期的に施設の安全点検を行い、安全点検員から報告を受けることとされている。</p> <p>安全点検の実施状況について確認したところ、安全点検整備計画及び安全点検報告書が作成されておらず、点検の実施状況やその結果が確認できない施設があった。要綱を遵守し、点検のプロセスと点検結果への対応を明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(5) 安全点検の実施について</p> <p>○駒込福祉作業所分室(旧障害者就労支援センター)</p> <p>平成 29 年度中に改修工事を行い、平成 30 年 4 月より駒込福祉作業所分室として利用を開始した。当初より安全点検整備計画を作成し、安全点検を実施していたが、報告書の提出が遅れていたものである。</p> <p>指導を受け、指定管理者を通じて速やかに報告書を提出させたところである。</p> <p>○西部高齢者総合支援センター</p> <p>西部高齢者総合相談センターは、民間事業者に運營業務を委託している。運営所管課は高齢者福祉課である。</p> <p>高齢者総合相談センターは、障害福祉課の行政財産使用許可を得ていた。</p> <p>西部障害支援センターは、平成 29 年度から、民間事業者に運營業務を委託した。運営所管課は障害福祉課である。</p> <p>建物の親課である西部生活福祉課では、平成 29 年度の安全点検報告書を西部生活福祉課の施設全体で一括して作成し、施設整備課に報告していたところである。</p> <p>平成 30 年度からは、西部生活福祉課事務所(西部生活福祉課)、区民ひろば要(地域区民ひろば課)、西部高齢者総合支援センター(高齢者福祉課)、西部障害支援センター(障害福祉課)が、それぞれの財産区分ごとに、安全点検報告書を作成し、施設整備課に報告している。</p> <p>○東部高齢者総合支援センター</p> <p>東部高齢者総合相談センターは、民間事業者に運營業務を委託している。運営所管課は高齢</p>

	<p>者福祉課である。</p> <p>平成 29 年度の高齢者総合相談センターは、障害福祉課の行政財産使用許可を得ていたことから安全点検報告書については、障害福祉課が東部障害者支援センターフロア分を合わせて作成し、施設整備課に提出していたところである。</p> <p>東部障害支援センターは、平成 29 年度まで直営であったが、平成 30 年度から、民間事業者に運営業務を委託している。運営所管課は障害福祉課である。</p> <p>平成 30 年度からは、南大塚複合施設の安全点検報告書については、区民ひろば南大塚（地域区民ひろば課）、南大塚地域文化創造館（学習・スポーツ課）、東部高齢者総合相談センター（高齢者福祉課）、東部障害者支援センター（障害福祉課）が、それぞれの財産区分ごとに、安全点検報告書を作成し、施設整備課に報告している。</p> <p style="text-align: right;">（障害福祉課）</p>
	<p>所管部課 障害福祉課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(6) 利用者等の安全確保への対応状況について</p> <p>区有施設における A E D (自動体外式除細動器) の設置管理は、防災危機管理課による維持管理要領に基づき各施設において行われている。</p> <p>南大塚複合施設を構成する南大塚地域文化創造館の A E D 設置状況を確認したところ、設置場所が案内図等に明示されていなかった。また、設置場所についても複合施設全体として発生リスクが高い場所ではなく、各施設の判断により設置されていた。</p> <p>緊急時に各施設の A E D を相互に有効に活用できるよう、複合施設における配置場所や設置台数、表示方法について調整を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(6) 利用者等の安全確保への対応状況について</p> <p>現在は各会議室及びホールに AED の位置を明示するようにしている。</p> <p>設置場所等については、連絡調整会議等により親課である地域区民ひろば課や他施設とも協議しながら調整を行っていきたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管部課      学習・スポーツ課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(7) 事業所間の情報共有や協力・連携の状況について</p> <p>複合施設では、全体の情報共有や連携のため、各施設の職員により構成する協議会や調整会議を定期的実施していたところもあった。としま産業振興プラザでは調整会議を設置していたが、法定点検や消防設備点検等の結果について情報共有が行われていなかった。調整会議の運営の在り方について再検討されたい。</p> <p>東京都と区の合築による南大塚複合施設では、東京都が消防法で規定する統括防災・防火管理者を定めて防火管理協議会を組織化しているが、会議の開催実績はなく、有名無実化していた。各施設においても統括防災・防火管理者が作成した「全体の消防計画」を把握していなかった。</p> <p>複合施設内には高齢者や障害者などが居住する都営住宅があり、地震や火災などの災害が発生した際に各施設の職員も協力して対応する必要があり、東京都との情報交換や情報共有の在り方について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活産業課、地域区民ひろば課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(7) 事業所間の情報共有や協力・連携の状況について</p> <p>法定点検の結果の詳細が共有されていなかったとの指摘を受け、今後は「関連施設調整会議」において点検結果を各施設に報告する。</p> <p style="text-align: right;">(生活産業課)</p> <p>南大塚複合施設においては、区施設と東京都(以下、「都」という。)及び東京都住宅供給公社(※)(以下、「JKK 東京」という。)との連絡・調整が円滑に図れていない状況にあったが、防火管理協議会や棟全体の防災訓練等を行う際は、都、JKK 東京が主導し、区施設と情報交換・情報共有を図りながら計画・実施することを双方で確認した。また、統括防火・防災管理者である JKK 東京目白窓口センター所長より「全体の消防計画」の写し等を受取り、区施設でも計画の把握、情報共有を図ることとした。</p> <p>なお、区施設においては、各施設職員が参加する防災訓練を都営住宅 1 号棟・2 号棟の自治会長及び消防署職員立会いのもと実施しているため、今後、都、JKK 東京との連携も強化し、複合施設全体の防火管理に努めていく。</p> <p>(※) 地方住宅供給公社法に基づき東京都が設立した特別法人</p> <p style="text-align: right;">(地域区民ひろば課)</p>
	<p>所管部課 生活産業課、地域区民ひろば課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(1) 複合施設における消防法上の管理権原者について</p> <p>個々の施設において、誰が管理権原者であるかの判断については、消防庁通知が発出されており、「所有形態、管理形態、運営形態、契約形態等を踏まえて総合的に判断する必要がある」(平成 24 年 2 月 14 日消防予第 52 号消防庁予防課長通知)とされている。また、同通知では、複合施設においては、「管理権原者の判断が困難である事例が多く見られる」ことも指摘している。</p> <p>区有施設の管理権原者は、通常は所有者である区長と考えられるが、防火管理業務を指定管理者が行っている複合施設では、管理権原者についての区と指定管理者との関係が必ずしも明確でない状況が見受けられた。</p> <p>また、「区民ひろば」の防火管理者選任届を調査したところ、施設の管理運営について業務を受託した特定非営利活動法人が、同契約に基づき従業員を防火管理者として選任しているが、区が特定非営利活動法人に対して施設の管理権原についても付与しているかどうか明確になっていなかった。</p> <p>複合施設における管理権原者の判断については、一義的には消防行政により行われるとしても、区は、区民の「安全・安心」を守る立場から、防火管理制度への理解をさらに深め、管理権原者による明確な防火管理体制が構築されるよう対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課、地域区民ひろば課)</p>	<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(1) 複合施設における消防法上の管理権原者について</p> <p>施設整備課では、工事施工時に消防法で規定される機器を整備するが、竣工後の維持管理及び消防法に規定される防火体制は、施設に常駐する責任者の役割であると考えます。</p> <p>施設整備課としては、安全点検委員に対する講習会等様々な機会をとらえ、防火管理制度の周知に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>区民ひろばの運営を委託している特定非営利活動法人に対しては、施設の管理権限を付与していないため、本来は管理権限者である区長が届出者となり防火管理者選任届を作成・提出すべきであるが、これまで特定非営利活動法人の理事長名で作成・届出がなされていたため、今後、防火管理者の選任・解任を行う際は、消防法第 8 条第 1 項、第 2 項の規定に則り、適切に届出を行う。</p> <p style="text-align: right;">(地域区民ひろば課)</p>
	<p>所管部課： 施設整備課、地域区民ひろば課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(2) 防火管理業務の指導體制の整備について</p> <p>施設の管理権原者は、防火管理者を選任して消防計画の作成、自衛消防組織の編成、避難訓練の計画・実施などの防火管理業務を行わせることが義務付けられている。</p> <p>しかし、防火管理者を選任するにあたって防火管理者講習を修了していない者を選任したり、選任していても長期にわたり消防署に選任届を提出していないものが確認された。</p> <p>また、防火管理者が作成する消防計画や自衛消防組織についても、既に複合施設を構成する各施設の用途が変更されているにもかかわらず、長期間消防計画の変更届が消防署長に提出されていないものもあった。</p> <p>区には、防火管理業務について、統一的に施設所管課を指導する部署や規則等はなく、各課の判断に委ねられている。</p> <p>消防法令は雑居ビルや高齢者や障害者などの福祉施設での大規模火災の教訓から適時改正され、施設の管理権原者と防火管理者の責務も拡大されてきている。</p> <p>区は、消防機関との連携により、区職員の防火意識のさらなる向上を図るとともに、防火管理業務の統一的な指導體制の整備を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課、施設整備課)</p>	<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(2) 防火管理業務の指導體制の整備について</p> <p>施設整備課による工事完了後、引き渡し手続きの際、取り扱い説明と同様に消防法に基づく手続きについても指導していく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>防火管理者への知識習得や訓練などについては、必要に応じて消防署や防災指導員による指導・助言を得ながら整備を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課、防災危機管理課)</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、施設整備課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(3) 法定点検の指導体制の強化について</p> <p>法で定める点検については、建築基準法による点検対象として「建築物」「建築設備」「昇降機」「防火設備」が、消防法による点検対象として「消防設備等」がある。</p> <p>建築基準法による法定点検について、施設整備課は、平成 28 年の法改正で新たに点検対象となった「防火設備」を、消防法による「消防設備等」の点検項目として業務委託仕様書に追加するよう通知しているが、そもそも点検に関する根拠法令が異なっており、点検結果報告の提出先や提出書類も異なっている。より明快な仕組みを再検討すべきである。</p> <p>また、法定点検の実施体制をみると、建築基準法による「建築物」及び「建築設備」の点検については、大規模施設は施設所管課から予算の執行委任を受けて施設整備課が専門業者に業務委託しており、小規模施設は点検資格のある施設整備課の職員が点検を行っている。また、「昇降機」の点検については各施設所管課が専門業者に業務委託し、点検結果を施設整備課に報告することになっている。</p> <p>消防法による点検については、点検結果は施設整備課に報告する規定はなく、各施設所管課が専門業者に業務委託して点検を実施し、施設情報システムに掲載することとなっている。</p> <p>このように、建築基準法による点検については、技術職員を有する施設整備課が状況把握を行っているが、消防法に基づく法定点検については各施設所管課の対応となっており、区有施設全体の安全管理の状況が把握されていなかった。区は、区民がいつでも安心して施設を利用できるように、法定点検の指導体制のさらなる強化を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課、施設整備課)</p>	<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(3) 法定点検の指導体制の強化について</p> <p>施設整備課では、各種法定点検の結果及び安全点検の結果は、施設情報システムを活用して一元管理をしていく方針で、現在システムの再構築を行っている。また、現状でも消防法に基づく法定点検で、不備が指摘された場合は、技術的な支援を行い主管課による速やかな修繕、計画保全の大規模改修などで対応している。</p> <p>消防法に基づく法定点検の実施状況の把握については、行政経営課や防災危機管理課と調整しながら整備を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課、行政経営課、防災危機管理課)</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、施設整備課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(4) 区有施設の点検に関する要綱の整備について</p> <p>区有施設の点検については、「豊島区区有施設の点検に関する要綱」(以下、要綱という。)において、建築基準法に基づく法定点検のほか、安全点検の基本的事項が定められている。</p> <p>制度を所管する施設整備課では、要綱を職員ポータルへ掲載し施設所管課への周知を図っているが、平成 28 年の建築基準法改正により要綱の改正が行われたにもかかわらず、職員ポータルへの掲載は平成 30 年 12 月末まで更新されていない。施設の安全管理にかかる法令改正等は、速やかに施設所管課へ周知されたい。</p> <p>また、要綱第 4 条で「区有施設等を点検する者は、常に区有施設等の点検に必要な法令等の知識の習得に励むことにより、自らの点検能力の維持向上に努めなければならない。」と定めており、各施設所管課では施設整備課が開催する安全点検説明会により知識を習得しているが、隔年開催のため、人事異動で新たに施設に配置された職員が所属長から安全点検員として指名された場合は対応ができない。受講者数の拡大や開催回数の見直しなどにより、知識やノウハウが継承されるよう取り組まされたい。</p> <p>さらに、要綱第 5 条、第 6 条では法定点検に関する対象施設及び点検資格を定めているが、平成 28 年の建築基準法改正に盛り込まれていた法定防火設備点検に関する規定が整備されていない。対象となる「施設一覧」にも表記されていない。速やかに規定を整備されたい。</p> <p>なお、今回、非常用照明について、消防法に基づく「消防設備等点検結果報告書」において、30 基が不点灯で電球交換が必要との報告があがっている複合施設があった。非常用照明は避難口を案内する際に欠かせないものであり、安全点検の設備点検項目に加えるように検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p>	<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(4) 区有施設の点検に関する要綱の整備について</p> <p>区有施設の点検に関する要綱については、平成 30 年 4 月に改正を行い、職員ポータルへの掲載及び説明会(施設所管課職員 32 名参加)を実施した。7 月には、安全点検の説明会(安全点検員 52 名参加)を開催し、安全点検の手引きの内容に沿って、実施方法等に関する知識、ノウハウを紹介した。</p> <p>法定防火設備点検に関する規定については、要綱改正で 8 条 4 項に明確に記載した。</p> <p>また、非常用照明の点検については、専門知識を必要とすることから、今後も安全点検ではなく、法定点検で対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p>
	<p>所管部課： 施設整備課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(5) 指定管理者による複合施設の全館管理について</p> <p>区は、体育館や図書館、地域文化創造館など条例で定めた施設について、民間事業者等と指定管理協定を締結している。</p> <p>としま産業振興プラザについては、複合施設の一部を指定管理施設として管理する協定を締結しているにもかかわらず、同事業者との間で、別途随意契約により、指定管理外の専用部及び全体共用部の維持管理業務の委託を行っている。</p> <p>指定管理者である事業者が同一施設の指定管理外の維持管理業務を行うことは、合理的とも考えられるが、区の業務請負契約の原則は、競争入札であることからすると、随意契約は慎重に行われるべきである。</p> <p>指定管理者を決定する場合は、一般的にプロポーザル方式による提案制度を採用しているが、複合施設全体を対象とするならば、指定管理対象施設のみではなく、複合施設全体の維持管理を含めた提案を求め、評価の対象とすることにより、適正な競争を確保必要がある。</p> <p>また、この複合施設には、指定管理施設と指定管理外の郷土資料館や男女平等推進センターなどの区有施設、行政財産の貸付による団体事務所や飲食店もあることから管理区分が複雑なものとなっている。管理区分を明確にするとともに管理区分に応じた責任の所在についても明確にすべきである。</p> <p>指定管理による複合施設の全館管理について、管理業務の範囲や管理方法について、再検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課、生活産業課)</p>	<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(5) 指定管理者による複合施設の全館管理について</p> <p>指定管理者が複合施設全体の維持管理を行うことは、効果的かつ効率的であると考えられる一方、条例により指定管理者制度の導入が可能となっている公の施設でなければ、指定管理者として維持管理を行うことができない。複合施設全体を指定管理者が維持管理することは、制度上困難な場合もあることから、全館導入については慎重に検討する必要がある。</p> <p>複合施設において、指定管理の範囲外となる箇所の維持管理業務に係る委託契約は、最も効果的かつ効率的な方法を慎重に検討し、結果として随意契約を行う場合は、契約課が定める豊島区随意契約ガイドラインおよび地方自治法の趣旨に沿って、適切に行っていく。</p> <p>指定管理者による管理の範囲は、指定管理者を募集する際、募集要項に管理する範囲を示すこととしており、としま産業振興プラザの募集要項においては、管理する範囲を明確に記載し募集を行っている。複合施設における指定管理者の募集にあたっては、管理する範囲を明確に示すよう、今後も周知徹底を図っていく。</p> <p>指定管理および委託契約に基づく管理区分は明確に示しており、責任の所在も管理区分に応じたものであるが、複合施設で事故が発生した場合などにおける区および事業者の対応方法や連絡体制については、整備・共有を行うとともに、職員や従事者が実践できるよう周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課・契約課・生活産業課)</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、生活産業課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(6) 複合施設における情報共有の在り方について</p> <p>今回調査した複合施設については、定例的に全館調整会議を開催して情報交換を行い、情報を共有しているとの回答が多く見られた。</p> <p>しかし、例えば、法定点検の結果報告について共有されているかを確認したところ、結果報告書は各施設に提供されておらず、結果の詳細についての報告が共有されていなかった。</p> <p>また、指定管理者が全館の維持管理を行っている複合施設では、指定管理者が作成した「事故対応フロー」「危機管理マニュアル」が各施設に周知されておらず、実際に事故発生後の対応が著しく遅れる事例も発生していた。</p> <p>複合施設における情報交換と情報共有の在り方について、施設所管課は改めて検討されたい。特に、指定管理者を導入している複合施設においては、区との情報交換や情報共有も重要となることに留意されたい。</p> <p>なお、統括防火管理者は平時より複合施設全体の防火管理業務を行う立場にあるが、常時本庁舎で勤務する職員が統括防火管理者として選任されている複合施設があった。統括防火管理者は、平時より複合施設全体の防火管理業務を行う立場にあることから、万一の災害や火災時に、統括防火管理者による複合施設全体の防火管理体制が円滑に機能するよう、情報共有や連絡態勢を整えられたい</p> <p style="text-align: right;">(施設所管課)</p>	<p><b>第 2 3 意見・要望</b></p> <p>(6) 複合施設における情報共有の在り方について</p> <p>法定点検の結果の詳細が共有されていなかったとの指摘を受け、今後は「関連施設調整会議」において点検結果を各施設に報告する。</p> <p style="text-align: right;">(生活産業課)</p> <p>「事故対応フロー」等が各施設に周知されていなかった。</p> <p>このため、指定管理者へ全館協議会等を通じて各施設へ情報共有するよう指示した。また、担当者等の異動もあるため、少なくとも年1回は事故対応フロー等を共有するよう指示している。</p> <p>なお、学習・スポーツ課が親課となっている複合施設における情報交換・情報共有については、すでに全館調整会議等を行い情報共有を図っている。</p> <p>(学習・スポーツ課【千登世橋教育文化センター】学習・スポーツ課が親課となっている複合施設)</p> <p>常時本庁舎で勤務する職員が統括防火管理者に選任されていた。</p> <p>来年度より指定管理者から選任するように協議を行っている。</p> <p>(学習・スポーツ課【池袋スポーツセンター】)</p>
	<p>所管部課： 施設所管課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>おわりに</b></p> <p>平成 30 年区議会第 4 回定例会において「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」が可決・成立した。</p> <p>今回監査した複合施設では、火災などの災害発生時に聴覚障害者への情報提供手段となる赤色灯やデジタルサイネージなどが設置されていなかった。条例施行日は平成 31 年 4 月 1 日となっているが、既存の施設でも条例の趣旨に沿って早期に環境を整備されたい。</p> <p>また、防犯カメラの設置についてであるが、出入口が複数ある複合施設で老朽化に伴う防犯カメラ画像の劣化や設置台数の不足など、本来の目的を果たしていない状況が確認された。各施設においては、事故発生状況や不審者の侵入への対応のために早期に改善されたい。</p> <p>なお、今回の監査対象外となる単独施設の施設所管課においても、本報告書の各項目について改めて検証し、該当する場合は速やかに改善されたい。</p> <p>(施設所管課、防災危機管理課、施設整備課・学習・スポーツ課、障害福祉課)</p>	<p><b>おわりに</b></p> <p>「豊島区庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に沿って、区の施設を利用する者等の安全確保及び権利の保護並びに区の施設の適切な管理が図られるよう必要な指導・助言を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理課)</p> <p>聴覚障害者への情報提供手段については、これまでも大規模改修等において、光警報設備等の聴覚障害者情報提供設備を設置してきた。これからも、施設所管課と調整のうえ、可能な限り導入を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>防犯カメラ設置については、所管課より新規拡充提案を行っており、施設への配置は進んでいるが特に複合施設については予算規模が大きいため現状では整備が進んでいない状況である。引き続き整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p> <p>「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の趣旨については、平成 30 年度より職員ポータルを活用した E ラーニングを通じて、職員に対し普及啓発を行っているところである。今後も、継続して研修等の普及啓発を行い、職員が社会的障壁を解消することの重要性を認識する機会を確保していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p> <p>監査結果の報告を受け、単独施設においても、指導等の項目に該当する場合は、速やかに改善するよう、全庁に改めて周知を行った。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>所管部課： 施設所管課、防災危機管理課、施設整備課、学習・スポーツ課、障害福祉課</p>



(写)

元豊教庶発第 1591 号  
令和元年 11 月 12 日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長  
三 田 一 則 (公印)

平成 30 年度行政監査結果報告における監査委員指導及び意見  
に対する改善等措置及び検討状況の報告方について (回答)

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第 199 条第 12 項に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>②防火管理者の資格については、消防法施行令第 3 条第 1 項で防火管理者講習を修了した者と定められているが、人事異動に伴い講習を修了していない者を防火管理者として選任していた。講習会の年間の開催時期が限られているとはいえ、計画的に職員の受講を促すなどにより、法令を遵守し、選任が適切に行われるよう対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(放課後対策課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>人事異動が発表されてから最短で申し込みができる講習会への受講を促し、適切な防火管理者の選任ができるよう努めている。</p> <p style="text-align: right;">(放課後対策課)</p>
	<p>所管部課： 放課後対策課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>③防火管理者の人事異動に伴う解任と新たな防火管理者の選任及び消防署長への提出が、3 か月以上行われていなかった。消防署長への届出期限に関する規程がないことから、法令に反するとまでは言えないが、人事異動があった場合は速やかに新たな防火管理者を選任し、消防署長へ届出されたい。</p> <p>(学習・スポーツ課、放課後対策課、学校施設課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(1) 防火管理者の選任について</p> <p>所長が新しくなった際は、所長への消防計画の作成指示と消防署長への提出を速やかに行うよう、担当間で事務手順を見直した。</p> <p style="text-align: right;">(放課後対策課)</p> <p>小・中学校にて防火管理者の人事異動があった場合、速やかに防火管理者選任届出書等を消防署に提出するよう、校長会及び副校長会にて周知した。</p> <p style="text-align: right;">(学校施設課)</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課、放課後対策課、学校施設課</p>

**平成 30 年度行政監査結果報告における  
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(3) 消火、通報及び避難訓練の実施状況について</p> <p>避難訓練等については、消防法施行規則第 3 条第 10 号により特定防火対象物は年間 2 回以上、非特定防火対象物については消防計画で定めた回数以上実施することが定められている。</p> <p>平成 29 年度の避難訓練等の実施状況を確認したところ、1 回も実施していない又は参加していない施設があった。</p> <p>法令に基づき、計画的に避難訓練等を実施し、結果をフィードバックすることにより、複合施設全体の防火管理体制の強化を図られたい。</p> <p>(西部区民事務所、学習・スポーツ課、障害者福祉課、地域保健課、土木管理課、住宅課、放課後対策課)</p>	<p><b>第 2 2 指導事項</b></p> <p>(3) 消火、通報及び避難訓練の実施状況について</p> <p>全子どもスキップの所長へ、消防計画に基づき、必ず避難訓練を行うよう指示を行い、平成 30 年度は全スキップで実施済みである。令和元年度の実施状況についても、実施済み、もしくは近日中に実施予定であることを確認した。</p> <p style="text-align: right;">(放課後対策課)</p>
	<p>所管部課： 西部区民事務所、学習スポーツ課、障害者福祉課、地域保健課、土木管理課、住宅課、放課後対策課</p>